

〈判例研究〉

誤振込による預金債権と被仕向金融機関の貸金債権との相殺

〔名古屋高裁平成27年1月29日判決（平成26年（ネ）842号不当利得返還等請求控訴事件）
金融・商事判例1468号25頁〕

栗原 由紀子

I 事実

平成21年3月27日に株式会社Aの会社分割により設立されたBは、所在地や主たる事業、権利、人的および物的設備等をAから承継していたが、債務は承継しなかった。Aは会社分割の時点で、Y信用金庫（被告、被控訴人）に対する借入金残高が4億7000万円余りあり、債務超過状態であったため、Yは、Aの当座および普通預金口座すべてに支払差止を設定した。一方、X（原告、控訴人）は、従前からAと取引関係にあったが、平成21年7月頃に、AおよびBから、Aの事業をBへと承継する旨の通知を受け取っていた。

平成24年2月29日、Xを注文者、Bを請負人とする本件請負契約が締結された。Xは、同年5月1日、本件請負契約の代金等約330万円（本件振込金）について、C信用金庫に対して振込依頼をした。その際、Xは振込先を誤ってY信用金庫にあるA名義の口座（本件口座）を指定し、同日、本件口座に約330万円が入金記帳された（本件振込）。

本件口座は、支払差止設定がされていたため、本件振込金は本件口座に自動入金されず、一旦、Yの別段預金に入金された。その後、Yは、一時的に支払設定を解除した上で、本件振込金について本件口座へ入金手続きを行った。その上で、Yは、同日付で本件振込金を含むAの預金払戻請求権とAに対する

貸金債権等を対等额で相殺した（本件相殺）。

翌日、Xは、Bから本件請負代金が振り込まれていない旨の連絡を受けて確認作業を開始した。しかし、本件振込事務を行った従業員が休暇を取得していたことから事情が判らず、当該従業員が休暇明けに出勤した5月7日に至ってはじめて、本件振込が誤振込であったと判明した。そこで、5月7日にYに連絡し、本件振込金の返金依頼をしたが、すでに取引は成立しているため、返金に応じられないとの回答を受けた。

同年5月18日、XはYに対して本件振込が誤振込である旨通知するとともに、本件相殺により法律上原因なく本件振込金相当額を利得したとして、不当利得返還請求権に基づき本件振込金相当額等の返還を求めた。これに対して、Yは本件振込が誤振込であるとの認識はなく、誤振込か否かの調査義務も負っていないとして、本件相殺は法律上の原因を欠くものではないと主張した。

原審（名古屋地判平成26年8月7日 金判1468号34頁）は、本件振込によって本件振込金相当額の預金債権は成立しているとした上で、被仕向金融機関たるYは本件振込が法律上の原因を欠く誤振込であることを知らなかったと認定し、本件相殺が法律上の原因を欠くものとはいえないとして、Xの請求を棄却した。

そこでXが控訴した。

II 判旨

原判決取消（請求認容）

1. 本判決は、まず、最判平成8年4月26日（民集50巻5号1267頁）を引用して、X（振込依頼人）が振込先を誤って振り込んだとしても（誤振込）、当該振込金の受取人（A）と被仕向金融機関（Y）との間には預金債権が成立するとした。その上で、「XとAの間に本件振込みの原因となる法律関係はないものの、Aは、本件振込みによりYに対し本件振込金相当額の普通預金債権を取得し、Yは、Aに対し、同相当額の預金債務を負担することとなるから、本件振込みが誤振込みであるからといって、直ちに、Yに本件振込金相当額の利得を生ずることにはならない。」と述べる。

2. しかし、Xの損失については、被仕向金融機関の「組戻し」との関連で以下のように述べた。「他方で、振込取引においては、受取人の預金口座に振込金が入金記帳されるまでは、振込依頼人の依頼により、被仕向金融機関から仕向金融機関に振込金を送金して振込依頼前の状態に戻すこと（組戻し）ができ、受取人の預金口座に振込金が入金記帳された後であっても、受取人の承諾があれば、組戻しができるものとされている。しかし、振込依頼人が組戻しを依頼する前に、受取人の預金口座に振込金が入金記帳され、かつ、被仕向金融機関が、受取人に対する金銭債権をもって、受取人に対する預金債務を相殺により消滅させた後には、受取人の承諾があっても組戻しはできないこととなる。以上によれば、Yは、誤振込みである本件振込みにより発生した預金債務を本件相殺により消滅させることで、事実上回収不能であるAに対する貸金債権等を回収する一方、Xは、Aに対して本件振込金相当額の不当利得返還請求権を取得するものの、事実上その回収は不能であるため、本件振込金相当額の損失を被る結果となる。」

3. そして、Yによる本件相殺の妥当性とXの不当利得返還請求の是非については、Yは、本件相殺の時点では、本件振込みがXとAの間における取引等の原因のない誤振込みであることを知っていたと認めることができるとした上で、「本件振込みが誤振込みであると認識していたYにおいては、本件口座に本件振込金を入金記帳する前に、又は、本件口座に本件振込金を入金記帳した後でも本件相殺をする前に、XやAに対し、誤振込みか否か確認して組戻しの依頼を促すなど対処すべきであった。」「しかるに、Yにおいて、たまたま誤って本件振込みがあったことを奇貨として、Xが誤振込みに気付かなければ組戻しを依頼することがないことから、事実上回収不能なAに対する貸金債権等を回収するために、あえて支払差止め設定を一時的に解除して本件振込みを完了させて、直ちに本件相殺をしたものと認められ、振込制度における被仕向金融機関としては不誠実な対応であったといわざるを得ない。」と述べ、「本件の事実関係においては、正義、公平の観点から、被仕向金融機関であるYが、事実上の回収不能なAに対する貸金債権等を本件相殺により回収して、本件振込金相当額についてXの事実上の損失の下に利得することは、Xに対する関係においては、法律上の原因を欠いて不当利得になると解するのが相当である。」として、Xの請求を認めた。

III 研究

1. 問題の所在

「振込取引」とは、振込依頼人、受取人、仕向金融機関、被仕向金融機関の四当事者を結ぶ3つの契約関係（振込委託契約、為替取引契約、預金契約）が全体として1つのシステムを作りだしている取引のことである。

そして、「誤振込」とは、振込依頼人が受取人の指定を誤り、仕向金融機関および被仕

向金融機関がそれに従って振込処理を行ったために、振込依頼人の想定した受取人の口座への振込とは異なる結果を生じるものである。当然、振込依頼人と受取人の間には当該振込取引にかかわる原因関係はない。しかし、振込の原因となる法律関係の存否に関わらず、受取人と金融機関との間に振込金相当額の預金債権が成立するというのが現在の確立した判例理論である。すなわち、最判平成8年4月26日（民集50巻5号1267頁、以下、平成8年判決）は、決済システムの利便性の追求を理由に振込を原因関係から遮断して捉え、誤振込による預金債権の成立については、「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である」という原因関係不要説を採り、その後の下級審および最高裁判例もこれを踏襲している⁽¹⁾。

今日、この平成8年判決を支持して、預金債権の成立を無因的に捉える見解が主流を占めるが⁽²⁾、これに疑問をもつ学説も少なくない⁽³⁾。

ところで、誤振込がなされたとしても、いわゆる「組戻し」により、誤振込のなかった状態に戻すことで問題を解決できる場合がある。

「組戻し」とは、一度取り組んだ為替取引が何らかの事情によりその必要がなくなった場合に、振込依頼人が、金融機関にその振込みの取り止めを申し出ることが出来る制度である⁽⁴⁾。そして、この「組戻し」は振込委託契約の解除⁽⁵⁾と解するのが一般的である。したがって、入金記帳前であれば、振込依頼人の要求に応じて受取人の承諾を得ることなく組戻しができる。

しかし、入金記帳後は、当該振込金はすでに受取人の預金の一部ということになるた

め、受取人の承諾を得なければ組戻しはできないとされている。この場合の法的構成は、受取人から振込依頼人への逆方向の振込になると解されるからである。但し、実務上は、入金記帳後といえども、組戻し依頼を受けた被仕向金融機関は、受取人と連絡をとり、承諾を得られれば組戻しに応じているとのことであり、一般的には、誤振込のような原因関係のない振込の大半は、この組戻し手続きにより問題解決が図られているようである⁽⁶⁾。

このような取扱いは、被仕向金融機関自身のリスクを最小限に回避した上で、振込依頼人の利益にも配慮されたものであり、簡便かつ望ましい解決手段であろう⁽⁷⁾。

したがって、振込依頼人が「誤振込」に気付いた場合には、振込依頼人として直ちに行くべきは組戻しの申し出なのである。しかし、振込依頼人が組戻し依頼をしても、受取人の承諾を得られず（拒否、所在不明など）、組戻しが出来ない場合もある⁽⁸⁾。そして、組戻しされることなく受取人の預金口座に誤振込金が混入した状態のまま、その預金債権が受取人の債権者に差押えられたり、被仕向金融機関によって貸金債権と相殺されると、誤振込した振込依頼人は、もはや誤振込金を取り戻すことが出来なくなる。

本判決もまた、振込依頼人による誤振込に際し、組戻しがされる前に被仕向金融機関の貸金債権と誤振込金相当額の相殺がなされたために、当該誤振込金相当額の帰属先が問題になった事例であった。

確かに、誤振込金相当額が、受取人の預金債権として成立しているのであれば、これを受働債権として被仕向金融機関が貸金債権と相殺することは理論上問題ない。しかし、本来の意図とは異なる振込をしてしまった振込依頼人は、このような場合には誤振込金を取り戻すことは出来ないのだろうか。

2. 先例・学説

誤振込と被仕向金融機関による相殺をめぐる裁判例としては、本判決以外に、以下のものがある。

①鹿兒島地判平成元年11月27日（金法1255号32頁）は、振込依頼人が、誤振込したのちに、被仕向銀行が入金記帳された誤振込金と自らの貸金債権を相殺した事例である。本判決は、預金債権の成立は「取引上の原因関係の存在を前提としているものと解すべき」であるとして、誤振込による預金債権の成立を認めなかったことから、相殺も認めなかった。本判決は、平成8年判決以前のものであるため、誤振込による預金債権の成立について、原因関係必要説によって解決を図ったものであった。

②名古屋地判平成16年4月21日（金判1192号11頁）は、振込依頼人が誤振込した後に、組戻し依頼をしたところ被仕向銀行がこれを拒否し、その後、受取人から誤振込金相当額の返金についての確認書を提出したにも関わらず、組戻しに応じることなく、受取人の貸金債権と対等額で相殺された事例である。判決は、平成8年判決を踏襲し、誤振込といえども、当該預金債権は成立しているとしたが、組戻しに応じることには支障がなかったにもかかわらず、組戻しされずになされた本件相殺は、正義・公平の観念に照らし無効とされた。ゆえに、本件相殺による利得は法律上の原因を欠くので、振込依頼人の本件誤振込金相当額につき不当利得返還請求が認容された。

③名古屋高判平成17年3月17日（金判1214号19頁）は、上記②判決の控訴審である。本件は、誤振込による受取人の預金債権については、本件の事情に鑑みて「預金債権が成立しても、正義・公平の観念に照らし実質は成立していないのと同様に構成」するとした。それゆえ、被仕向銀行の相殺については、本

件事実関係の下では受取人の預金債権は受働債権とはなり得ないものと解し、本件被仕向銀行の相殺はその効力を生じないとして振込依頼人の不当利得返還請求を認容した。

④東京地判平成17年9月26日（金判1226号8頁）は、振込依頼人が誤振込に気付き、直ちに組戻し手続きを依頼したところ、当該受取人が所在不明のため組戻し承諾が得られず、組戻し出来ない事案であった。その後、被仕向銀行が自行の貸金債権と誤振込金相当額を相殺したため、振込依頼人は被仕向銀行に対して誤振込金相当額につき不当利得返還請求したものである。本判決も平成8年判決を踏襲し、誤振込でも受取人の預金債権が成立するとした。さらに、相殺についても「権利の濫用に当たるような特別の事情がない限りは、その効力が否定されることはない」として、その有効性を認めた。しかし、本件相殺による被仕向銀行の債権回収については、これをXの損失のもとで、いわば「棚からはた餅的に利得したものと見え」として、被仕向銀行は、本件誤振込金相当額の利得を、振込依頼人に対する関係においては法律上の原因なく不当利得となると解して、振込依頼人の本件誤振込金相当額の不当利得返還請求権を認めた。

このように、①判決と③判決は、預金債権の成立を認めないことから（③判決は、形式的には預金債権成立を認めるが、「実質的に」認められないとする）、被仕向銀行による相殺を否定した上で、法律上の原因の欠如を理由に被仕向銀行の不当利得返還義務を認める。②判決は、預金債権の成立を認めつつも、被仕向銀行による相殺を無効であるとして、被仕向銀行に誤振込金相当額の不当利得返還義務を認めている。他方、④判決は、相殺そのものを有効としつつ、相殺によって得られた債権回収分を、振込依頼人の損失の下で得られた利得として、不当利得返還義務を被仕向銀行に認めている。このように、いず

れの判決も相殺の肯否にかかわらず被仕向金銀行に不当利得返還義務が認められているが、被仕向銀行の「利得」の内容と「法律上の原因を欠く」事由については、事案により異なっている。

学説は、①判決及び②判決や③判決のように、相殺の効力を否定する見解を妥当とするものが多い⁽⁹⁾。被仕向金融機関の相殺に否定的な見解に共通するのは、被仕向金融機関は受取人の債権者であることにとどまらず、振込制度の運営者という立場にあり、振込依頼人からの要請（組戻し）と矛盾する行動は許されないという考えであろうと思われる⁽¹⁰⁾。

その他、振込依頼人からの誤振込金相当額の返還請求を肯定するものには、利得者の主観的事情を考慮した騙取金事例（最判昭和49年9月26日民集28巻6号1243頁）との類似性を指摘する見解⁽¹¹⁾や、転用物訴権に係る判例理論に近いとの見解⁽¹²⁾、誤振込により成立した預金債権に対して振込依頼人が物権的効力をもって返還請求できるといった物権的返還請求権を唱えるもの⁽¹³⁾、誤振込金について先取特権類似の優先権を振込依頼人が有するというもの⁽¹⁴⁾、信託的構成を提起するもの⁽¹⁵⁾がある。あるいは、被仕向金融機関の相殺を、信義則違反や相殺権濫用法理により無効とした上で、復活した受取人の預金債権についての不当利得返還請求権を保全するため、振込依頼人が債権者代位権（民423条）を行使して、誤振込金相当額を請求する方法も提唱されている⁽¹⁶⁾。また、被仕向金融機関の組戻しを「契約上の義務」として積極的に肯定し、振込依頼人に組戻請求権ともいべき金銭取戻請求権があるとして、金融機関に「組戻しに応じる義務」があるとするものほか⁽¹⁷⁾、より積極的な「組戻し制度」を提唱するものもある⁽¹⁸⁾。さらには、被仕向金融機関に対して、振込金等の資金回復に向けた合理的な努力に協力すべき義務等の立法化を提案するものもある⁽¹⁹⁾。

一方で、誤振込金に対する被仕向金融機関の相殺は相殺権濫用にはあたらないとして、預金債権が成立する限りは相殺を有効とすべきとの見解もある⁽²⁰⁾。

しかしながら、こうした誤振込と被仕向金融機関の相殺についての学説状況は、これを相殺の問題と捉える立場と不当利得と捉える立場や、相殺の問題としながらも内容的には不当利得を論じているといった混乱がみられるともいわれている⁽²¹⁾。

3. 本判決の意義

本判決は、本件相殺の効力を否定することなく⁽²²⁾、本件相殺による被仕向金融機関Yの利得を振込依頼人Xとの関係から実質的・相対的に正当化できないとして、Yの不当利得返還義務を認め、平成8年判決と矛盾することなく、誤振込金相当額における振込依頼人の利益を図った点に意義がある。

また、本判決は、「組戻し」制度の有用性を、従来の裁判例よりも積極的に評価した上で、被仕向金融機関の組戻し制度に対する消極的対応を非難し、被仕向金融機関の果たすべき義務に言及している点にも意義がある。

それまでの裁判例や学説では、組戻しについて、「入金記帳前であれば組戻しは可能、入金記帳後の組戻しは原則としてできないが、受取人の承諾があれば、これに応じているのが金融機関の実務」とあり、入金記帳「後」の組戻しに、金融機関が必ずしも応じる義務はなく、あくまでも金融機関の好意・サービスの一環であるかのようにも説明されていた。しかし、本判決は、被仕向金融機関に対して、まず、組戻しにより問題解決を図るべき義務を有すること、そのために、被仕向金融機関自ら振込依頼人に組戻しを促すことを求める。

そして、被仕向金融機関が、振込依頼人に組戻しを促すこともせず、自身の貸金債権との相殺を敢行する場合には、その対応を「正

義・公平」に反し「不誠実な対応」であるとして、被仕向金融機関に不当利得があるとする。被仕向金融機関にこのような「組戻しを促す義務」までをも要求し、これを履行することなく相殺したことを理由に不当利得返還義務を認めた本判決には否定的な評価もあるが⁽²³⁾、誤振込金相当額についての預金払戻しを一時停止し、この点について調査・照会を尽くす義務があるとした最決平成15年の考え方に沿うものであるとの評価もある⁽²⁴⁾。また、本件では、被仕向金融機関の相殺により、振込依頼人の組戻し（或いは組戻依頼）が阻害されていることに鑑みて、組戻し依頼を促すことなく相殺した行為そのものを不法行為と捉え、損害賠償請求による振込依頼人救済の可能性を指摘するものもある⁽²⁵⁾。

このように、組戻制度は、誤振込金の実際の出捐者である振込依頼人に資金を返還する手段として優れていることから、組戻しの積極的運用を目指した本判決の判断は妥当である。ただし、実際に組戻しを行うに際しては、受取人の承諾が必要であることには注意しなければならない⁽²⁶⁾。

さらに、本判決では、被仕向金融機関の不当利得を認定するにつき、被仕向金融機関の「誤振込の認識」を重視した点にも意義がある。本判決では、被仕向金融機関の「本件誤振込」認識についての評価が、原審と本判決の判断を分けたのはあきらかである。従来の下級審裁判例も、被仕向銀行の誤振込み認識の有無が問題になっており、本判決は、これを再確認した判断ともいえよう⁽²⁷⁾。

4. 考察

(1) 相殺の有効性と債権者代位による誤振込金の回復

相殺を有効としつつ、振込依頼人の不当利得返還請求を認めた本判決は、誤振込金の真の権利者に誤振込金相当額が戻ってくる点は評価できる。しかし、相殺により貸金債権を

消滅させた後に、振込依頼人に誤振込金相当額の不当利得返還義務を負うというのは、被仕向金融機関にとって酷な解決方法ではないだろうか⁽²⁸⁾。あるいは、本件のように、組戻しを阻害する事情が存在しないにもかかわらず、組戻しせず相殺して被仕向金融機関自身の債権回収する場合には、相殺権濫用になるとも考えられよう⁽²⁹⁾。そこで、両当事者の利益衡量を考えるならば、むしろ、相殺を無効として、被仕向金融機関の貸金債権を維持させるのが望ましい。

そして、その場合は、誤振込金相当額は、債権者代位権の転用により優先的に回収する方法が考えられる⁽³⁰⁾。振込依頼人に不当利得返還請求ではなく、債権者代位権による預金払戻請求を認めるこのような方法は、いささか技巧的であるが、受取人の無資力リスクの回避という観点からは妥当な解決策であると考える。

(2) 被仕向金融機関の相殺と振込制度の運営者としての地位

本判決は、本件誤振込金相当額を「組戻されるべき金銭」と考えていると思われる。そして、被仕向金融機関に「組戻し依頼を促す義務」があるということは、振込依頼人には、誤振込した資金を「組戻される権利」が優先的にあるということを示唆したといえる。

こうした優先権が認められる理由は、被仕向金融機関の振込制度の運営者たる地位等に求められる。振込取引制度の運営者たる地位にあること、及び預金口座の管理者であることからすれば、被仕向金融機関はこの制度の利用者たる振込依頼人が不当な損失を被らないよう配慮すべき地位にあるといえるからである⁽³¹⁾。にもかかわらず、誤振込による預金債権成立を奇貨として自身の債権回収を敢行し、振込依頼人に何の救済措置もとらずに、受取人無資力リスクを負担させるのは、それこそ、「正義・公平」の理念から許され

るものではないだろう⁽³²⁾。

今後は、誤振込金と被仕向金融機関の貸金債権との相殺が問題となる事例においては、受取人の債権者が当事者となった平成8年判決の判例理論とは区別して⁽³³⁾、振込依頼人と被仕向金融機関との相対的關係に着目した解決が検討されるべきであろう。

注

- (1) 例えば、最決平成15年3月12日（刑集57巻3号322頁）、最判平成20年10月10日（民集62巻9号2361頁）。
- (2) 森田宏樹「振込取引の法的構造—「誤振込」事例の再検討—」中田裕康・道垣内弘人編「金融取引と民法理論」（有斐閣 2000年）123頁以下。
- (3) 早川徹「誤振込と預金の成否」関西学院大学法学47巻3号（1997年）72頁、塩崎勤「平成8年原原審判批」金法1299号（1991年）18頁、牧山市治「平成8年判批」金法1467号（1996年）18頁、岩原紳作＝森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金法1746号（2005年）32頁。菅原胞治「振込理論はなぜ混迷に陥ったか①～③完一決済システムの本質論からみた誤振込、振り込み詐欺等をめぐる議論の問題点」銀法21 670号（2007年）18頁、671号（2007年）16頁、673号（2007年）38頁。
- (4) 松本貞夫「振込取引における仕向銀行の責任と組戻しの取扱い（下）—EFT取引の問題に関連して—」金融法務事情1138号（1986年）18頁。
- (5) 振込委託契約の法的性質については、通説では、委任契約と解するので、組戻しは委任契約の解除とされる（松本・前掲(4)参照）が、振込委託契約を請負契約と考えるものもある。例えば、岩原紳作「電子決済と法」（有斐閣 2003年）413頁、加賀山・後掲(8)8頁。
- (6) 松本・前掲(4)18頁。
- (7) 藤井達也「誤振込みと所在不明の受取人」銀行法務21 713号（2010年）25頁。
- (8) 受取人が所在不明のため組戻しの承諾が得られないため組戻しが出来なかった事例として、東京地判平成17年9月26日（本稿④判決）。
- (9) 菅野佳夫「②判決判批」判タ1152号（2004年）109頁、三枝健治「誤振込による預金債権成立後の対応（下）—被仕向銀行による相殺の場面を中心に」みんけん581号（2005年）15頁、本多正樹「誤振込と被仕向銀行の相殺（下）」金融法務事情1734号（2005年）54頁。
- (10) 拙稿「④判決判批」銀法21 662号（2006年）63頁。
- (11) 菅野・前掲(9)109頁、佐々木修「②判決判批」銀法21 640号（2004年）31頁、麻生祐介「④判決判批」金判1228号（2005年）8頁、鎌形史子「③判決判批」銀法21 649号（2005年）36頁、大滝哲祐「④判決判批」横浜国際経済法学14巻3号（2006年）301頁。
- (12) 岡本雅弘「誤振込と被仕向銀行の相殺（下）」金法1752号（2005年）38頁、牧山市治「④判決判批」金法1770号（2006年）88頁、三代川俊一郎「④判決判批」判タ1245号（2007年）65頁。
- (13) 花本広志「平成8年判決判批」法セミ502号（1996年）88頁。
- (14) 松岡久和「③判決判批」金法1748号（2005年）11頁。
- (15) 大村敦志「不当利得—誤振込をめぐる—」同「もうひとつの基本民法Ⅱ」（有斐閣 2007年）145頁、コーエンズ久美子「預金の帰属と優先的返還請求権—英米法の信託法理の検討を手がかりとして—」山形大学法政論叢44巻4・5号（2009年）31頁。
- (16) 堀川信一「本判決判批」大東法学65号（2015年）353頁、同「原因関係の無い振込と振込依頼人の保護法理」小野秀誠他「民事法の現代的課題—松本恒雄先生還暦記念—」（商事法務 2012年）909頁。黒田直行「本判決判批」JA金融法務536号（2015年）53頁。
- (17) 本多正樹「誤振込と被仕向銀行の相殺（下）」金法1734号（2005年）49頁。藤田祥子「③判決判批」法学研究79巻10号（2006年）71頁。
- (18) 加賀山茂「振込と組戻しの民法理論—「第三者のための契約」による振込の基礎理論の構築—」明治学院大学法科大学院ローレビュー 18号（2013年）12頁は、振込取引を第三者のための契約の一類型と捉えた上で、受取人が組戻しに同意しない場合にも強制的組戻ししうるとして、国際クレジットカード取引で行われているチャージバックの制度を参考にした方法を提言している。
- (19) 深川裕佳「本判決判批」私法判例リマークス52号（2016年）45頁では、その一例として、EU改正決済サービス指令（PSD2）案が紹介されている。

- る。また、森田・前掲(2)190頁でも、棚ぼた利益の明確な排除のためには、立法または振込規定等の改正によって理論的にすっきりした形で振込依頼人の利益を手当てするのが望ましいという。
- 20 柴崎暁「③判決判批」金判1219号(2005年)64頁。
- 21 石垣茂光「誤振込みと相殺」清水元・橋本恭宏・山田創一編「財産法の新動向－平井一雄先生喜寿記念－」(信山社 2012年)446頁。
- 22 本判決文中で、相殺の有効性について特に言及はされていないが、正義、公平の観点の観点から控訴人に対する関係においては、法律上の原因を欠くとして不当利得返還請求を認めている点から、相殺を有効としていると考える。同様の指摘をするものとして、今枝文宜「誤振込による預金債権と貸金債権等を相殺した場合における被仕向金融機関の不当利得返還義務」金法2022号(2015年)89頁。
- 23 桑田誠「誤振込と相殺をめぐる高裁判決と実務上の課題」金法2026号(2015年)5頁、佐藤勉「本件判批」銀法21 795号(2016年)28頁。
- 24 深川・前掲(19)45頁。
- 25 原田昌和「本判決判批」民事判例Ⅺ(2015年)85頁、深川・前掲(19)45頁。
- 26 受取人の承諾を得ずに組戻しをした金融機関の責任が問われたものとして、最判平成12年3月9日(金判1088号8頁)がある。また、受取人の承諾が得られない場合に、振込依頼人から「補償合意」を取り付けたうえで組戻した場合の責任の所在について判断したものに東京地判平成14年3月15日(金法1666号87頁)がある。この「補償合意」については、三上徹「組戻依頼と補償合意」銀法21 657号(2006年)18頁以下参照。
- 27 これについては、堀川・前掲(16)「本判決判批」352頁において、被仕向金融機関の主観を重視する判断は、名古屋高判(③判決)や東京地判(④判決)も同様であることから、本判決によりこの問題に関する判例の立場は次第に固まりつつあると評価されている。
- 28 被仕向金融機関は結果として債権を回収できないにもかかわらず、相殺によって債権が消滅してしまっているということを指摘するものとして、深川裕佳「相殺の担保的機能」(信山社 2008年)195頁
- 29 三枝・前掲(9)17頁、妹尾直人「誤振込に係る預金の払戻請求と権利の濫用の成否」銀法21 705号(2009年)28頁。
- 30 堀川・前掲(16)353頁および黒田・前掲(16)53頁。
- 31 原田・前掲(25)85頁は、このような被仕向金融機関の地位を理由とする「公共的自制」を被仕向金融機関に求めることは、実務上の配慮としてだけでなく、法的なものとして可能か、可能としてどこまで自制を要求できるかが今後の検討課題であるとする。
- 32 そもそも、当該被仕向金融機関は融資相手方の財産状態や担保等の調査をしたうえで融資するはずであり、それゆえ、貸金債権が回収できない、いわば「貸し倒れ」リスクは金融機関自身が負うべきである。したがって、被仕向金融機関が預金債権との相殺によって、本来、自身が負うべき貸し倒れリスクを他人(誤振込人)の資金で回避するのは妥当ではないと考える。
- 33 被仕向金融機関の相殺事例は平成8年判決の射撃外あるいは区別して考察すべきことを指摘するものとして、深川・前掲(19)45頁、福井修「本判決判批」富大経済論集61巻3号(2016年)342頁。

※本稿は2015年9月19日に開催された第119回最新判例研究会における報告をもとに執筆したものである。報告に際しては、参加者の方々から有益なご教示を賜った。深く感謝申し上げる。